

処理事例3 調査をしないこととしたもの

苦情申立て対象機関	(社)明石市シルバー人材センター		
苦情申立ての内容	<p>就業の申し込みをしてから9年経っても、何の連絡もしてこない(社)明石市シルバー人材センターの運営方向に不満を感じているので改善してほしい。また、(社)明石市シルバー人材センターの社会貢献度に関するアンケート調査の結果を、ある時期までに知らせると言いながら、時期を過ぎても一向に連絡してこない職員の対応を改めてほしい。</p>		
調査しない理由	<p>シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第40条の規定により県知事が指定する公益法人であり、(社)明石市シルバー人材センターは、明石市行政オンブズマン設置要綱第2条に規定する「市の機関」には該当しませんので、オンブズマンの所管事項の範囲外となり、調査は行わないことになりました。</p> <p>但し、明石市は、(社)明石市シルバー人材センターへ運営補助金を交付し、また、(社)明石市シルバー人材センターでは明石市の退職者を受け入れていることから、明石市に次のことを申し入れました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人からの了解を得た上で、明石市から(社)明石市シルバー人材センターへ苦情申立ての内容を伝えること。 ・ (社)明石市シルバー人材センターから申立人へ苦情申立て内容に対する説明を行うよう明石市から(社)明石市シルバー人材センターへ伝えること。 		
措置結果(概略)	<p>オンブズマンからの申し入れを受け、平成19年8月21日に市民相談課から(社)明石市シルバー人材センターへ連絡したところ、(社)明石市シルバー人材センターから申立人へ連絡することで(社)明石市シルバー人材センター了解済み。</p>		
苦情申立ての受付年月日	平成19年(2007年)	8月8日	要した日数
調査しない旨の通知年月日	平成19年(2007年)	8月30日	22日間